

「JSH 減塩食品リスト掲載申請書」記入・作成・提出要領(案)

【申請書の作成方法（電子ファイル）】

- ① 申請書は、JSH が指定する電子ファイル書式（「JSH 減塩食品リスト掲載申請書」<エクセルファイル>）を用いて作成すること（手書き不可、エクセルのバージョンは互換性のあるものに限定）
- ② 電子ファイル書式には3種類の提出シート（シート名「申請（まとめ）」「申請（簡略名）」「チェック（簡略名）」）があります。
※「（簡略名）」とは申請する商品名を簡略（全角5文字以内）したもので識別可能な名称を付与すること。
- ③ 申請書は、個別製品ごとに「申請（簡略名）」「チェック（簡略名）」のシートに記述すると完成します。（当該シートを出力するとA4サイズで3枚になります）。尚、「申請（まとめ）」は申請するすべての製品を纏めていただくシートです。この纏めシートに記述されたものが「JSH 減塩食品リスト」に掲載されることとなりますので、個別製品のシートからの転記を間違えないようにしてください。
※「申請（まとめ）」シートに個別申請シートと異なる記述があった場合は「申請書式への記入不適合」となり「掲載不可」の判断となります。
- ④ 電子ファイルのファイル名は「JSH 減塩食品リスト掲載申請書（会社名）西暦年月日—書式」となっていますが、提出する際には、会社名には自社の会社名（(株)等は省略すること）、西暦年月日は申請日を小文字8桁で表示して、「—書式」は削除してファイル名を設定ください。
- ⑤ 申請する電子ファイルは、1企業あたり2ファイルまでを原則としますので、1ファイルに複数の製品を纏めて申請ください。また、ファイルが複数となる場合は、ファイル名の西暦年月日の直後に「①」・「②」の識別番号を付与してください。尚、「申請（まとめ）」シートは、ファイル名のうちの若い番号のファイル（前述の場合はファイル名の末尾が「①」）に入れて、申請する製品の全てを取り纏めてください。
- ⑥ 電子ファイルは、受送信のエラーを回避するために1ファイル2MB以内とします。また、1ファイル内に複数の製品を含む場合には、ファイル内での個別製品シートの並べ方は、「申請（まとめ）」の上部に記載した製品から順に配置してください。

→提出先（送信先）は別途ご案内します。提出は電子ファイルと紙資料の両方です。

【申請書の作成方法（紙資料<電子ファイルを印刷したもの>）】

- ① 電子ファイルにて作成した申請書の全てのシートをカラー印刷（片面印刷）で2部出力してください。両面印刷あるいはモノクロ印刷で出力した資料は審査の対象外となります。
- ② 出力した資料（申請書）は「責任者」が内容を確認した上で捺印ください。
※捺印場所は「責任者」の氏名が表示された場所です。尚、責任者の捺印のないものは審査の対象外となります。
- ③ 申請書類は、次の順番に並べてセットしてください。「申請（まとめ）」→（以下は製品ごとに）「申請（簡略名）申請シート（1）」→「申請（簡略名）申請シート（2）」→「チェック（簡略名）」。

※申請シート(1)と(2)はシート名「申請(簡略名)」から出力した時に2枚の資料に分かれます。
上部が申請シート(1)、下部が申請シート(2)となります。

- ④ 最上部には別途ご指定する「表紙」(JSH減塩食品リスト掲載申請に関する書類送付の件※)に必要な事項を記入し、出力・捺印の上、セットした申請書とともに指定された宛先に送付ください。

※電子ファイル名は「JSH減塩食品リスト申請書(表紙)」<エクセルファイル>

→提出先(送付先)は別途ご案内します。

【申請書の記入方法・注意事項】

個別製品の申請書(電子ファイルでは3種類のシート)の記入方法については、申請書の書式に記述された説明を良く読んで記述ください。以下は注意事項です。

- ① 申請書の画像(製品パッケージおよびホームページ)について
申請シート(2)に貼付する製品パッケージやホームページの画像は、申請シート(1)の記述内容(栄養成分・原材料等)のチェックする時に使用しますので、電子ファイル並びにその出力資料において判読不可能な画像は回避願います。判読不能の場合は審査の対象外となります。
- ② 修正申請の場合には、申請個別シートも申請まとめシートも、前回の申請書から変更になる部分は、全て赤字にしてください。また製品パッケージ画像の変更の場合は、画像付近に赤字で「パッケージをリニューアル」と記述ください。
- ③ ホームページ画像において、「問い合わせ先」の表示場所が、製品関連の表示と離れて存在する場合には、それがどの位置にあるのか(ホームページの上部・下部等)を明確にしたうえで、トリミング画像を貼付することは可とします。(審査の時には具体的なホームページの内容を確認します)
- ④ 栄養成分の記入方法について
- 商品パッケージ欄(a)では、減塩品および対照品ともに、「100gあたり」もしくは「1食あたり」のいずれかは必須記述となります。(JSH減塩食品リストへの掲載事項のため)
※但し、「1食あたり」記述は、麺類・味噌汁・スープ等に限定します。「容量(ml)表示」、「用途あたり表示」(調味料)、「個装あたり表示」の場合は、「その他欄」に記述してください。
※容量(ml)表示の場合は、「100gあたり」欄への記述は、比重を備考欄に記述したうえで重量換算してください。
 - 当該商品のホームページ欄(b)では、実際にホームページで表示している内容に限定して、記述してください。
 - ナトリウムとカリウムはmg単位、食塩相当量はg単位に統一して記述してください。尚、食塩相当量のナトリウム値からの換算係数は2.54とします。
 - 表示数値の有効数字は、エクセルの書式に従ってください。
 - 「自動計算」と表示されたセルには入力しないでください。(上打ちはしないでください)
 - 対照品は、「日本食品標準成分」「自社品」「対照なし」より選択し(○印)、それぞれ「分類名」「商品名&量目」「理由」について明記ください。
 - 対照品が「自社品」の場合は、具体的な商品名&量目を明示してください。パッケージ表示に「自社標準品と比較して」という文言を使用した場合であっても具体的な製品名が必要です。また対照品となる自社品が栄養成分表示をしていない場合においては、備考欄にその旨を記述するとともに、

対照品の数値を明示ください。

●対照品の「その他欄」におけるナトリウム・カリウム・食塩相当量の記述は不要とします。

※JSH 減塩食品リストでは「100g あたり」（容量単位の場合は重量換算）と「1 食あたり」（減塩品と対照品での重量は表示します）に限定して減塩品と対照品の比較を行っています。

【申請書類の提出先】

電子ファイルおよび出力資料の提出先は別途ご案内します。